

泉南市立信達小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月改訂

泉南市立信達小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

泉南市では、「泉南市子どもの権利に関する条例」が制定され、本市に生まれ育つすべての子どもが「生まれてきてよかった」と心から思える、そんな「子どもにやさしい町」の実現を目指している。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「学ぶ喜びのわかる子・心豊かで、思いやりのある子・すすんで体をきたえる子」を教育目標として定め、教育活動全体を通して児童一人ひとりが安心して学校生活を過ごすことができ、自他のよさや違いを認め合うことで自信や夢を育むことができるように取組みを行っている。このように児童一人ひとりの個性や発達段階を大切にした教育を推進するためには、校内および地域全体で規範意識を高め、仲間とともに問題解決のためにコミュニケーションを図る能力を育成していき、児童の人権が十分に守られてなければならない。そこで、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、いじめは絶対に許されないと強い姿勢をもって、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定的人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものという。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

◆具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ・不登校対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生活指導主任、教務主任、支援教育コーディネーター、各学年生指担当者
養護教諭、人権教育担当者、担任など

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する

泉南市立信達小学校 いじめ防止年間計画				
	1・2年	3・4年	5・6年	学校全体 (●は年間を通した活動)
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	第1回 いじめ対策委員会 (年間計画の確認、問題行動結果を共有) 「学校いじめ防止基本方針」をHP公開 PTA総会にてスクールカウンセラー・ソーシャルスキルワーカーの紹介
5月	家庭訪問週間 (家庭での様子の把握) 春季遠足	家庭訪問週間 (家庭での様子の把握) 春季遠足	家庭訪問週間 (家庭での様子の把握) 春季遠足	●わかる授業づくりの推進 (研究授業3回、公開授業3回) ●縦割り活動 ●なんでも相談室 (毎週木曜日 通年) PTA講演会
6月	授業参観 いじめアンケート実施 個人面談	授業参観 いじめアンケート実施 個人面談	授業参観 いじめアンケート実施 個人面談 非行防止教室 臨海学校(5年)	学級懇談会での説明 アンケートの集約
7月	七夕集会 懇談会	懇談会	懇談会	第2回委員会(進捗確認)

8月	平和登校日	平和登校日	平和登校日	教職員研修
9月				
10月	運動会 秋季遠足	運動会 秋季遠足	運動会 秋季遠足	
11月	学習参観・親子スポーツ 人権学習月間 子どもの権利の学習 いじめアンケート実施	学習参観・親子スポーツ 人権学習月間 音楽会(4年) 子どもの権利の学習 いじめアンケート実施	学習参観・親子スポーツ 人権学習月間 修学旅行(6年) 子どもの権利の学習 いじめアンケート実施	アンケートの集約
12月	マラソン大会 アマスク体験学習(2年) 個人懇談会	マラソン大会 個人懇談会	中学校体験入学(6年) マラソン大会 個人懇談会	第3回委員会(取組み検証及び進捗確認)
1月	スマホ教室	スマホ教室	スマホ教室	
2月	なわとび大会 新入児体験入学(1年) いじめアンケート実施	なわとび大会 いじめアンケート実施	なわとび大会 いじめアンケート実施	アンケートの集約 第4回委員会(取組みのまとめと来年度の計画立案)
3月	卒業生を送る会 お別れ式	卒業生を送る会 お別れ式	卒業生を送る会 卒業式	

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ・不登校対策委員会は、各学期末に年3回、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

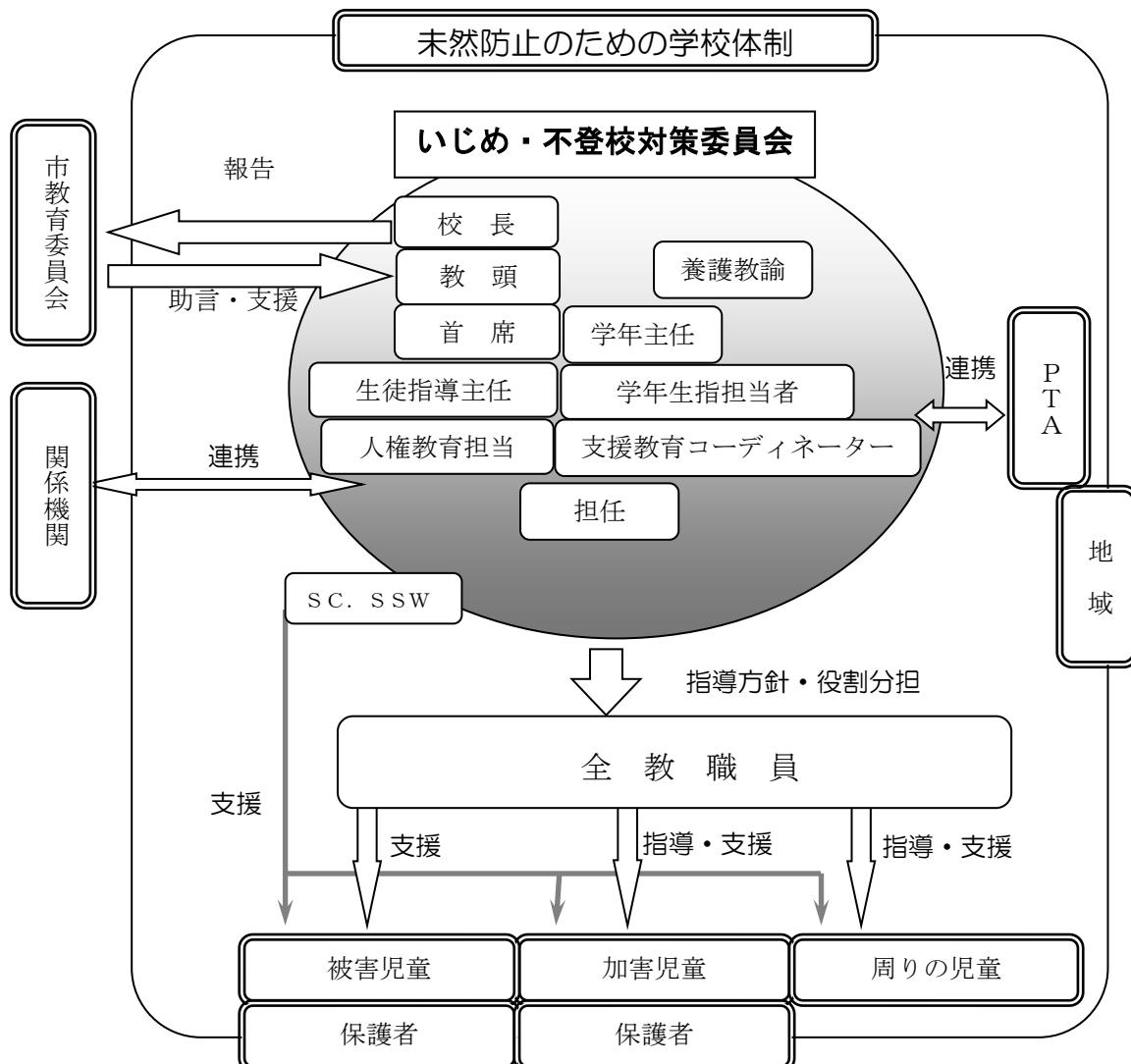
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのためにはまず、大人一人ひとりが責任ある行動を率先して行うことを基盤として、人権に関する知的的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進す

る必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。特に、日々の学校生活において、すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定することで、他者を認めたり他者から認められたりする経験を積むことができ、自己有用感を高めることにつながると考える。この、自己有用感とは単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があつてはじめて感じることができるものであるため、学校や学級が、児童にとって安心・安全な場所であり、その中で児童一人ひとりが主体的に取り組む活動を通して、心のつながりを築いていけるようにしなければならない。そのためには、当該教員一人で指導に当たるのではなく、全教職員が一丸となりいじめの未然防止にと止めなければならないと考える。

以下、未然防止のための学校体制を示す。



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して年1回以上、いじめ防止につ

いての研修を行う。また職員会議や学年会、定例の生活指導部会等で平素から児童についての共通理解を図っていく。その中で学級担任は、「いじめは人間として絶対許されない」という視点に立脚した学級経営を行うように努めるとともに児童との信頼関係を築き、児童が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で学習や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり・学級づくりを行う。教諭は保健指導等を通して命の大切さを取り上げて指導し、校長は児童集会などで日常的にいじめの問題について触れ「いじめは許されない人権侵害行為である」との雰囲気を学校全体に醸成するとともに、保護者や地域に対しても学校の取組みについて広く発信していく。

児童生徒に対しては、集団の一員であるという自覚や自信が育まれ、互いを認め合える人間関係や学級・学年集団を児童自らが作り出していくように指導するとともに、日常の行動観察や定期的なアンケート調査、児童の出欠状況などから、いじめの早期発見や取組みの検証を行う。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いに認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手やまわりにどのような影響を与えるか判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。そのために、毎日の清掃の時間に、縦割り異年齢集団で活動する時間を設け、「お世話されたり、したり」する経験することで、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲を培うことができるようとする。また、委員会活動の中で、児童自らがいじめを防止する啓発活動を行ったり、相談窓口となっていじめの未然防止に努めたりする活動を推進していく。

(3) いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、以下の4点を指導上の注意として示す。

- ①いじめが授業についていけない焦りや劣等感などの過度なストレスから引き起こされることから、すべての児童にとって分かりやすいユニバーサルデザイン授業を進めるために、教員研修の機会を設けるとともに、年6回の公開授業（うち3回は研究授業）を実施し、教員一人ひとりの授業力の向上を図る。また、若手教員の育成という観点からも各教科に教科リーダーを置き、教科指導についての相談や研修が行いやくなるようにした。
- ②児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、学級や学年その他様々な場面での人間関係を把握する。特に学校行事の中で、支援学級入級児童が活躍できる場の設定が行えるように、支援学級担任と学級担任との共通理解を十分に図る。
- ③ストレスに適切に対処できる力を育むために、養護教諭とも連携し、ストレスを感じた時に、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどの、ストレス・マネージメントについての指導を行う。
- ④いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教師自身が高い人権意識を醸成できるような研修機会を設ける。また、「いじめられる側にも問題がある」という認識は、いじめている児童や、まわりで見ていたりはやし立てたりしている

児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童をさらに孤立させ、いじめを深刻化させるという認識の上に立って指導を行う。さらに、障がい（発達障がいも含む）について、適切に理解したうえで児童に対する指導に当たる必要がある。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、学校の教育活動全体を通して、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての児童に提供する。その際、学校教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的に設けることで、自己肯定感を高めていけると考える。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身についていくものであることを踏まえ、幼小連携や小中連携をさらに推進していく。また、砂川支援学校との連携についても取り組んでいくことで、より幅広く多様な視点で児童を見守ることができるだけでなく、児童自身も幅広い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができると考える。

- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、まず、いじめに対して正しい知識を学ぶ必要がある。例えば、「いじめられる側にも原因がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題ない」などの考えは誤りであることなどをしっかりと理解する。また、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、いじめであることを認識させる。

3 いじめ防止等の対策のための組織

法第22条に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置きます。組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図ります。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等のいじめに関する通報及び相談体制を整備した場合、児童生徒から活用されるよう、その取組を積極的に周知する必要があります。

次に、学校のいじめ対策組織は以下の役割を担うものとします。

【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- 【早期発見・事案対処】
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
 - いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校基本方針に基づく各種取組】

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に

実施する役割

- 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めるなどを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかったりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくうとする熱い行動力が求められる。

そこで、普段から児童の様子について注意深く観察を行い、ささいな変化であっても記録に残すなどして情報を集積しておき、必要に応じて全教職員で情報の共有を図る。その際、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を具体的に記録しておくことで、関係者の招集やその後の対応を考える体制を組む資料とする。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、学期に1回アンケートを実施するともに、アンケートで気になる回答のあった児童について聞き取りを行う。また、始業前の時間や休み時間での児童の様子を観察し、いじめにつながる言動がないかを注意深く見守るとともに、日記や児童との雑談の中で交友関係や悩みを把握するように努める。
その際、児童の悩みに対して「大したことではない」「それはいじめではない」などと過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず多忙さを理由に後回しにしたり、真摯に対応しなかつたりすることのないよう留意する。
- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、家庭訪問や個人懇談等の機会を活用し情報を収集する。また、場合によって保護者用のいじめチェックシートなども活用することで、児童の健やかな成長を支援していく。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整え、保健室が相談窓口であることを周知する。また、教職員に直接相談することをためらうような場合も考え、スクールカウンセラー等による相談や電話相談窓口についても広く周知する。
- (4) 学校だよりや家庭訪問・個人懇談等の機会を活用し、相談体制を広く周知する。また、電話相談等についてのリーフレットの配布や掲示についても積極的に行う。また、学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制になっているかどうかや適切に機能しているかなど、『いじめ・不登校対策委員会』や職員会議、あるいは学校教育自己診断等により定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについての方針を明確にし、適切に取り扱う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、児童の問題行動を次の5つのレベルに分け、そのレベルに合わせた対応チャートに基づいて対応を行うとともに、外部機関とも連携する。

【問題行動の5つのレベル】

レベルⅠ	ことばによるからかい、無視、攻撃的な言葉（荒っぽい言葉づかい、乱暴なふるまい等）、無断欠席・遅刻、反抗的な言動、服装や頭髪等の乱れなど ※同様な行為を注意・指導後も繰り返し行う場合はレベルⅡの対応を行う。
レベルⅡ	仲間はずれ、悪口・陰口、軽度の暴言、攻撃的な言動、軽微な授業妨害やさばり、軽微な器物破損など ※いじめは、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見てレベルを判断する。 ※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合 ※同様の行為を繰り返し行う場合はレベルⅢの対応を行う。
レベルⅢ	暴言・誹謗中傷（「死ね」「うざい」などの言葉や集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの）、脅迫・強要行為（軽微なもの）、暴力（軽微なもの）、著しい授業妨害や器物破損など ※その他、教育的見地からレベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合 ※同様の行為を繰り返し行う場合はレベルⅣの対応を行う。
レベルⅣ	重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼす行為）など ※その他、教育的見地からレベルⅣとして指導するのが適切と判断される場合 ※被害児童の状況を考慮し、被害児童の保護・加害児童への教育的指導という見地から必要と判断した場合、出席停止を活用する。 ※同様の行為を繰り返し行う場合はレベルⅤの対応を行う。
レベルⅤ	極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する。）、凶器の保持など ※その他、教育的見地からレベルⅤとして指導するのが適切と判断される場合

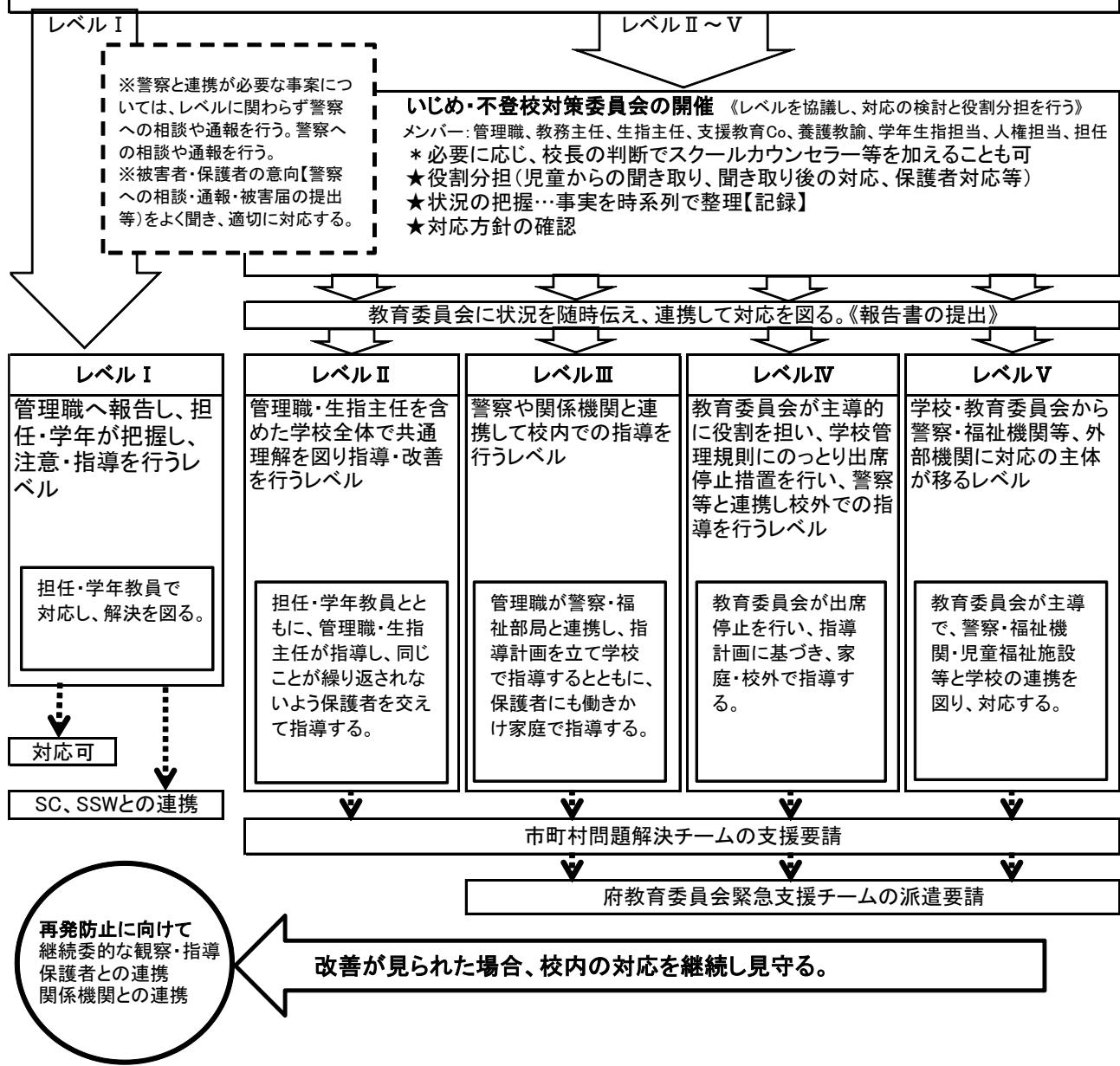
5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ね ら い

☆児童の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて示す。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは加害者・被害者の保護、及び教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早急に指摘し、本人の自覚を促し、保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を防ぐ。
- ③教員が適切な指導を行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

☆問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、予め児童・保護者等にチャートやレベルの例を示し、理解や協力を得ることが重要である。



留意事項

- * 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- * レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会と相談する。
- * いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- * 児童間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置づけ、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつたりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込みず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ・不登校対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

(1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ・不登校対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやソーシャルスキルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童らの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやソーシャルスキルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていことが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞いたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や校外学習等は、児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ・不登校対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」、「情報の発信者」として必要な知識を学習する機会を設ける。

7 いじめへ解消の定義

(1) いじめに係る行為が止んでいること

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

「解消している」状態については、少なくとも上記の2つの要件が満たされている必要があります。

学校は、いじめ認知から3ヶ月が経過した後、「いじめのその後の状況報告書(様式B)」、その後、

いじめが解消されるまで1ヶ月ごとに様式Bにより市教委に報告します。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態の意味について

全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起こっています。

こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されることがないよう対策を講じることが必要です。

そのため、市、学校の設置者、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要があります。

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例)・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

○ いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、速やかに市長に事態発生について報告を行います。

3 調査の主体と組織

市教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断します。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行います。

市教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

(2) 市教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会が調査を行います。その場合は、市教育委員会に設置された附属機関である委員会が行います。なお、被害児童生徒及びその保護者が希望される場合は、委員会での調査を経ることなく、市長部局内に設置された附属機関「泉南市いじめ再調査委員会」(以下「再調査委員会」という)で調査することも可能です。ただし、その場合でも、事前に学校による調査を行うことは必須となります。

4 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行います。学校が主体となって調査を実施した場合は、学校の設置

者を通じて市長に報告します。また、市教育委員会が主体となった場合も、市教育委員会が、市長に報告します。

また、学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。

5 市長による再調査等

(1) 再調査の方法

ア 4の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行います。

イ 再調査は、公平性・中立性をはかるため、再調査委員会を設置して行います。なお、被害児童生徒及びその保護者が希望される場合は、委員会での調査を経ることなく、再調査委員会で調査することも可能です。ただし、その場合でも、事前に学校による調査を行うことは必須となります。ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、学校の再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、市立学校に対して当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます

第6章 その他

(1) いじめ問題に等に関する指導記録等は、個人カルテ(引き継ぎ資料)とともに保存し、適切に引き継ぎ、在学中は情報が途切れないような体制をしく。